

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年6月13日（木）16:04～16:38
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事

<関係省庁>

芹生 太郎	財務省大臣官房政策金融課 課長
神崎 忠彦	経済産業省中小企業庁金融課 課長
犬塚 誠也	金融庁総合政策局総合政策課 総合政策企画室長

<自治体等>

村本 一博	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室 国際金融都市総括担当部長
福永 真一	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室 特区・規制改革担当部長
中村 香織	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室 国際金融都市総括担当課長

<事務局>

安楽岡 武	内閣府地方創生推進事務局 審議官
正田 聡	内閣府地方創生推進事務局 参事官
元木 要	内閣府地方創生推進事務局 参事官
佐藤 弘毅	内閣府地方創生推進事務局 参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲拡大
 - 3 閉会
-

○正田参事官 それでは、参加者の皆様方がそろいましたので、ただいまより、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は「信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲拡大」ということで、東京都、中小企業庁、財務省、金融庁にオンラインにて御出席いただいております。

本日の資料は、東京都と中小企業庁から御提出いただいております、公開予定でございます。本日の議事についても公開予定です。

進め方でございますけれども、まず、資料の説明を東京都から3分程度、中小企業庁から5分程度で行っていただきます。その後、委員の皆様方によります質疑・意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲拡大」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めます。

お忙しい中、関係者の皆様に御参加いただきまして、ありがとうございます。

本件につきましては、金融・資産運用特区に係る提案として、5月13日にヒアリングを行いました。その際、東京都に対しましては、具体的なニーズを整理するようにお願いするとともに、中小企業庁におかれましては、貸付けを行う業種を対象外とする理由、金融・保険業をネガティブリスト方式とした場合の課題等につきまして、改めて説明するようにお願いしておりました。

それでは、まず、東京都から御説明をお願いいたします。

○中村課長 東京都の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

次のスライドをお願いいたします。ただいまお話しいただいたとおり、前回のワーキングの中で、東京都からは金融・保険業者におけるこの信用保証制度等の利用に関する具体的なニーズを整理するという宿題をいただきましたので、こちらの資料にあるとおり、アンケート調査とヒアリングとを実施しました。そちらの結果を御報告させていただきます。

6月3日から7日の間にかけて、ウェブ回答方式でアンケート調査を行いました。一定の事業者数が見込まれるということで、暗号資産交換業者と電子決済代行業業者を中心とする金融事業者に対してアンケートを行いまして、61社の方から回答をいただいております。属性等については、スライドの左下にお示ししております。

右側の結果概要ですが、信用保証制度の利用経験というところで、当然ですけれども、利用経験があるという事業者は非常に少なくなっております。また、金融業ということで、複数回断られましたという御意見もありました。あとは未検討というところの中では、そもそも金融業は利用対象外ということですので検討していませんというお答えを非常に多くいただいております。

また、資金使途について、前回の議論などでも融資に使うというのは適切ではないとい

うお話がありましたが、そういった資金使途ではなくて、日々の事業資金ですとか、システム投資ですとか、創業にかかる資金というところを御回答いただいております。

利用申請しなかった理由というところで、御説明したとおり、そもそも対象外ですとか、ほかで調達できましたといった御意見も出ております。

(4) 今後の信用保証制度等の利用意向というところで、利用したいという意見が23件、パーセンテージでいうと38%ということですので、一定の利用ニーズは認められるものと考えております。

その場合のさらに資金使途というところで、こちらも繰り返しになりますけれども、転貸資金に関するものというお答えは1件もなく、事業資金やシステム投資等に関するものというお答えをいただいているところです。

東京都からは以上となります。ありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、中小企業庁から御説明をお願いいたします。

○神崎課長 中小企業庁金融課長でございます。お時間をいただきまして、ありがとうございます。

いくつか宿題をいただいておりますので、端的に御説明したいと思います。

まず、3ページをお願いします。前回のワーキングで貸付けを行う業種、これを信用保険の対象外とする理由を改めて整理するようという御指摘をいただきました。

まず、②のところでございますけれども、貸付けを行う事業者、いわゆる貸金業者を信用保険の対象とした場合、貸金業者が金融機関から資金調達を行って、それをまたある意味で転貸していくことになるわけですが、そうしますと、③に書いておりますとおり、結果として中小企業に対する融資はコスト高になってしまうと。このコスト高になるような融資を政策的に促進することは適切とは言えないのではないかとということ。

また、④で書いてございます、高コストであっても中小企業の資金調達の選択肢の幅を広げることは適切ではないかという御指摘も想定されますけれども、信用保証付融資であっても金融機関から資金調達できない中小企業、これは業況が厳しいことが想定されますので、こうした中小企業が貸金業者から高コストの資金調達を行うこと、こうなりますと、より多くの債務を負わせ、早期の事業再生の機会を奪うことにもなりかねないと考えております。

以上を踏まえて、⑥でございます。2行目から書いておりますけれども、過大な債務を負わせることで、早期の事業再生の機会を奪うことで、信用保険法の法目的であります「中小企業の振興」に反しかねないことから、保険法の対象から貸金業を除外しているという整理でございます。

4ページをお願いします。実際、見ていただければお分かりのとおり、事業者向け貸金業の平均金利、これは高くなっておりますし、右側を見ていただきますと、3割の貸金業者は10%超の金利を取っていると。そもそも高コストの資金調達手段になるというところ

でございます。

続いて、6ページをお願いします。ネガティブリスト方式とした場合の課題、これを改めて整理するようという御指摘をいただいております。

①でございます。保証協会におきましては、特殊な慣習がある業種については、審査上の留意点に係る内規を作成してございます。例えば建設業でございますけれども、金額の多寡にかかわらず工事完了まで経費を立て替える、こういうものが建設業の慣行になっておりまして、売上げの入金までの時間が長期にわたる可能性を前提に審査する必要がある。あるいはソフトウェア業、これは派遣型と請負型、大きく二つに分かれるわけでございますけれども、派遣型のソフトウェア業については、スキルの高いエンジニアが在籍しているかとか、定着率が高いか、こういうことが審査の対象になりますし、請負型については、入金までの期間が長期、こういったところを念頭に置いて審査をする必要がございます。

②でございます。昨年、一部の金融・保険業を追加いたしましたけれども、これについても内規を作っております、下の例でございます。クレジットカード業者、これは貸金業法上の登録を受けてキャッシング業務を行っている場合、キャッシング業務にかかる資金は対象外なので、経費を区分経理しているかどうかとか、あるいは資金移動業者については、事業者によっては移動額の総量を売上げに計上しているようなケースもあれば、手数料のみを売上げに計上しているようなケースもございます。こういったところをしっかりと見ていかなければならないという内規を作っております。

7ページをお願いいたします。③でございます。金融・保険業全体をネガティブリスト方式とした場合、保証協会は、対象となり得る業種全てを抽出して、特殊な慣習があるかどうかを踏まえた上で、この内規を作っていないといけないと。ただ、対象業種の抽出が難しいということ、そして、保証協会は、金融・保険業の審査経験が乏しいので、内規作成は相当困難だということが想定されます。実際、多くの保証協会からそうした声をいただいております。

また、④でございます。昨年、一部金融・保険業を追加いたしましたこの利用実績を見ますと、平均保証承諾額1件当たり6,000万となっております、それ以外の業種平均が1,600万ですので、かなり大きな金額となっております。このため、金融・保険業を幅広く対象とした場合、追加の予算措置が必要と考えられますけれども、ネガティブリスト方式にした場合、どの程度の利用拡大が見込まれるか試算がなかなか難しいという課題もございます。

⑤でございます。このため、まずは国家戦略特区の仕組みを活用し、まさに予算措置上の信用保証制度において、金融・保険業をネガティブリスト方式にする、こういうトライアルをやってみてはどうかと私どもは考えております。こういったものを通じて、内規のところも知見がたまってまいりますし、利用見込みのところも見えてまいりますので、予算措置というところも検討しやすくなってくると考えてございます。

続きまして、11ページを御覧ください。金融・保険業、これは日本標準産業分類で細分

類ごとに整理したものでございます。2023年に一部業種を追加したときには、業所管省庁の皆様から、資金ニーズ、そして、業種の外延をどう確定するのか、こういうことを御相談しながら、ニーズが示されたもの、そして、業種の外延が確定できるもの、これについてはすべからく対象にしているところでございます。

先ほど東京都からニーズがいくつか示されたところでございますけれども、例えば12ページでございます。真ん中ら辺の「その他の補助的金融業、金融附帯業」という中に、3行目に「電子決済等代行業者」とございます。当時2023年改正のときには、こちらのニーズをお示しただけでなかったところでございますけれども、実際にニーズがあるということになってくれば、こういったものも追加していくというのは当然あるのかと思っております。

続きまして、13ページでございます。私どもの御提案は、先ほど申し上げたように、国家戦略特区の枠組みで東京都限定でネガティブリスト方式をやってはどうかという提案ではございますけれども、仮に現行方式で追加する場合にどのぐらいの期間がかかるのか、これも前回御質問いただきました。

①でございます。23年改正のときは、3か月間で政令改正の作業が終わっております。

ただ、②に書いておりますとおり、その前提として、先ほど申し上げた業所管省庁から資金ニーズがあること、業種の外延が客観的に規定できること、これをお示しいただくことが必要になってまいります。

実際、参考例というところに書いております。前回、資金移動業者、前払式支払手段発行者を対象に追加しておりますけれども、その際には、システム連携にかかる開発費などの資金ニーズをお示しいただきましたし、資金決済法に基づく登録ということで外延が確定できると、こういうお話をいただいて追加したところでございます。

括弧でお書きを書いておりますけれども、これは法律に規定のない業種であっても、例えば原則対象外としている林業の中でも「素材生産業」を対象にしておりますけれども、これは法律に当然規定はございませんけれども、山林を所有していないことを確認するだとか、伐採の目的を契約書に基づいて確認する、こういったもので対象にしているところでございます。

最後に、③でございます。政令に規定している業種が産業分類ベースで分かりにくいという御指摘もいただいておりますので、中小企業庁のホームページで具体例を記載するなど、こういった運用改善も行っていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 どうも御説明をありがとうございます。また、東京都でもお調べいただ

いておりまして、どうもありがとうございます。

東京都からお伺いしたいことがあるのですが、今回アンケートの結果を踏まえると、電代業者と暗号資産交換業があるかと思うのですが、これだけで十分なのかがあるかと思っております。このほかの業態をとということで見ていったときに、実際にどこまでニーズがあるのかもあるかと思えますし、それに対してどう予算措置をしていくかという話もあったと思います。そうすると、3か月ほどで指定業種が追加できた実績があったと説明していただいたということは、そのくらいの期間で中小企業庁も対応していただけるということだと思います。ニーズが出てきたときに必要に応じてということもできるのかと思うのですが、このあたりについて、その2者でいいのか、また、あえてネガティブリスト方式をしないといけないのかどうかをお伺いしたいと思います。

○中村課長 東京都の中村です。御質問ありがとうございます。

一つ目、先ほどお示した二つの事業者で十分かという点ですが、今回、時間的にも限られていることと、ある程度の事業者の数を集めたいという観点で、現在対象になっていない中で比較的数の多いこちらの二つの業種を選ばせていただきました。

東京都として、ネガティブリスト方式に変更してくださいと申し上げている趣旨は、新しく業種ができてきたときに一つ一つニーズを拾い上げてから御対応いただく形ではなく、新しい業種ができたときに速やかに対象としていただけることが望ましいと考えている点にありますので、その意味では、こちらの二つを対象にさせていただけたら十分というより、具体的なニーズが発見されてから御対応というよりは、あらかじめ網をかぶせていただくというのがありがたいと思っております。

一方で、ニーズはどれぐらいの数を集める必要があるのかとか、3か月というときにどこから始めて3か月ぐらいなのかとか、そのあたりは教えていただければ速やかに、例えば、実際に法律が成立してから施行になるまで1年ぐらい金融関係の法律はかかるかと思うのですが、その期間もうまく使って御対応いただけるとか、そういったことが可能なのであれば、必要な業種を特定して追加していくことも可能性としてはあると考えております。

○落合座長代理 ありがとうございます。お考えのところは分かりました。

もう一点だけあるのは、ネガティブリスト方式に必ずしも絶対にこだわるものでもないところも示していただきつつも、ネガティブリストが望ましいというお話もあるのかと思います。その意味で、中小企業庁資料6ページのネガティブリスト方式の課題の⑤ですか。国家戦略特区での仕組みでということで、中小企業庁もこれは規制改革として議論していますが、実際には予算措置の問題でもあると思うので、ある程度一緒にやっていただける方がいて、その中で広げていくということでない、予算が確保できない可能性もあることも示していただいているのではないかと思います。その意味では、合理的に御整理いただいて、できる範囲でネガティブリストについても前向きに捉えていただいたところもある気はしております。この点、東京都で⑤で書いていただいているような方式と一緒に

行っていただくことはあり得ますでしょうか。特区で先行して実施していくということですので。

○中村課長 東京の保証協会とも少しお話をさせていただきましたが、中小企業庁の御説明にあった内規の作成や予算措置についての課題は同じようにおっしゃっていました。その場合、特区でも全国措置でも、そこは変わりなく必要になってきますので、特区だから大丈夫ですということには必ずしもならないのかというところを、今、懸念をしています。

○落合座長代理 ありがとうございます。

内規の作成はそれ自体はやっていただくとして、予算措置がついてきたりするので、全国的なもので言いますと、東京はもちろんボリュームは大きいと思うので突出しているかもしれませんが、それでも全国の中だと制限的になるところがあると思っています。内規は全国措置にしる特定区域にしる、作っていただかないといけないですが、これは作っていただかないといずれにしてもできないと思います。これはこれで仮に実施する場合は中小企業庁にも御協力いただくほかないと思うのですが、予算措置がより論点かと思います。予算措置だけであれば合理的な気もしますが、そのあたりはどうでしょうか。

○中村課長 東京都の中でこの保証協会を所管している部署が別になるため、本日、予算措置の難易度について申し上げるのが難しいです。

もう一点、特区限定で実施した場合に懸念しているのが、前回のワーキングでも御紹介いただいた例えば農業ですと、必ずその土地でやるのが前提になっていると思うのですが、金融業の場合、今は事業者として東京が多いというのは事実だと思うのですが、例えば、他の地域への拡大や移転が農業等と違ってかなり容易ですので、このような場合の資金ニーズに対してはどのように対応するのかというところも少し気にはなっているところでは。お答えに完全になっていないかもしれないのですけれども、そのあたりに懸念を持っているということになります。

○落合座長代理 特区で金融業でということは、国際金融都市の関係で札幌・北海道でも進められていたりしますし、少しずつ整理の仕方も出てきているように思います。それはそれでまたお考えいただくといいかと思います。一方で、出口を探すためのなのですが、金融庁のほうでは、暗号資産交換業、電子決済等代行業について、仮に中小企業信用保険法との関係で対象にしていくことについてネガティブに考えられるかどうかもあるかと思いますが、中川座長、金融庁に御質問してもよろしいでしょうか。

○中川座長 結構です。

金融庁、いらっしゃいますでしょうか。

○犬塚室長 金融庁でございます。

今、御質問いただきました暗号資産交換業等を信用保証の対象にするかどうか、その点については、当庁として何かスタンスがあるものではございません。ですから、今回こういう形で特区という施策として東京都から要望されたところではございますけれども、当然特区を推進していく上で効果的な施策だということであれば、我々金融庁としては支援

をしていきたいとは考えているということでございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。金融庁としては東京都がおっしゃっているのをそれを踏まえて対応されるが、元々はニュートラルな立場だと理解しました。

経済産業省に最後にお伺いしたいのですが、電代業と暗号資産交換業、特に暗号資産交換業については、これまでの議論を踏まえると、暗号資産の貸付けにかかる部分については禁止するということはあるかもしれませんが、そこは考慮するとしても、基本的に業種として追加をしていくことをお考えになる可能性があるかどうかということですか。

また、東京都とさっき議論させていただいて、3か月の点は本当にかなりエビデンスが必要になったりするのかがどうかがあります。起算点や、時間がどのくらいかかるのかについて御質問いただいております。最終的にどの方法で整理するか、基本的にネガティブなのか、ポジティブなのかもあると思いますが、仮に一定のニーズのある範囲などを今後迅速に追加していけるところまではポジ方式で実施するとしても、エビデンスを確認できることが必須になりそうに思いますが、この2点についてどうお考えになりますでしょうか。

○神崎課長 中小企業庁でございます。

1点目、暗号資産交換業のところについては、まさに暗号資産の貸付けのところ、ここは整理が必要だと思いますけれども、そこを置いておけば、金融庁にこれが必要だということをお私どもにいただければ、そこは前向きに対応していくのは当然だと思っております。

2点目の3か月というところでございます。この2023年改正の前は2000年改正で、二十数年あったので、当時は最初2023年改正をやる時はどうやればいいのかというところから始めたのですけれども、2023年改正のときに色々なノウハウも身につけておりますので、この法制局審査を3か月で終わるというのは十分可能だと思っております。

また、東京都が言っていた、例えば金融関係の法律が改正されて施行まで1年ぐらいという話がありましたけれども、1年あればその間に追加していくというのは十分可能だと思っております。これは現行のポジリスト方式を前提とした場合ではございますけれども、それは十分可能だと思っております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

特商法などのときに、ハネ改正で金融業が新しくできたときにはなるべく自動的に特商法の政省令などを改正していくとか、金融庁のほうでよくやられていたりすることはあると思いますが、毎回アンケートを取ってくださいと言われると、施行前のだと大変だと思うので、そこはある程度、例えば東京都などから要望があるような場合とか、そういうときにできる限りポジ方式にして改正の場合に対応していただけるかについて、中小企業庁のほうでお考えいただく余地はありますでしょうか。

○神崎課長 お答え申し上げます。

そこはしっかり対応したいと思っております。ただ、1点だけ申し上げると、外延を決めないとなかなか政令に書き込めないの、法律に根拠がない業種というときには、その業種の外延をその業所管省庁の方々と御相談しながら確定していきたいと思っております。

す。

○落合座長代理 ありがとうございます。

新法の場合は、それは定義が当然法律の定義規定のところにあるかと思しますので、そこは明確かと思しますので、さっきおっしゃっていただいた御懸念のところはある程度御対応いただけるようにお伺いしました。どうもありがとうございます。

○中川座長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

落合委員と東京都、金融庁、中小企業庁との議論で、かなりの部分が整理されたようにも私は感じております。

私の理解としまして、東京都がおっしゃるように、金融関連の技術革新や新しいビジネスが生まれてくるスピードを考えた場合には、ネガティブリスト方式のほうが即応性が高いということは、おそらくワーキングの委員の皆さんも理解していただいているところだと思います。ただ、その一方で、中小企業庁に御説明いただいたように、現在の状況としまして、即座にネガティブ方式として広く対象とすることについていくつかの課題があることも私は理解したつもりでございます。

中小企業庁から、予算措置による信用保証制度による試行的な実施の御提案と、それから、現行の政令のポジティブ方式を前提とした場合に、業種追加について、東京都、金融庁からのそういった御要請がある場合には迅速に対応できるという御提案についても、積極的に受け止めたいと思っております。

東京都がおっしゃるように、ネガティブリスト方式が理論的に理想形に近いというのは理解しているつもりではございますけれども、今回の東京都からの資料提出で、具体的に対象としていただいている二つの業種以外にどんどん色々なものが出てくるということにつきましては、必ずしも明確なエビデンスがあるわけでもないという感想を持っております。

そういう意味で、まずは東京都におかれましては、少し担当部署が違うというお話もありましたけれども、特区での御提案ということ踏まえれば、中小企業庁から御提案がございました予算措置による信用保証制度による試行的な実施への対応、これはネガ方式でやっていただけるということでもございますので、その可否について御検討いただきたいと思っております。

それとともに、今回アンケートで色々な情報をいただいているかと思しますので、並行してではございますけれども、現行のポジティブリストに新たな業種を追加することにつきまして、金融庁と一緒に御検討いただいて、対応に最もコストや時間がなく適切な金融業の発展に資するような、そういう方策を少し御検討いただきたいと思っております。

まずは事務的に検討、御調整いただきまして、必要に応じて本ワーキンググループに御相談、御報告いただければと思っておりますが、そのようなお願いをさせていただければと存じます。

そのほか、御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、関係者の皆様、どうもありがとうございました。

これもちまして、「信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲拡大」に关します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。